

日本国憲法草案

（現行憲法対照）

公益社団法人 日本青年会議所

平成二十四年十月十二日（決定）

日本国憲法草案対照表

※ 下線部については、現行憲法から変更されている箇所を指す。

日本国憲法草案	現行日本国憲法
<p>前文</p> <p>日本国は、四方に海を擁し、豊かな自然に彩られた美しい国土のもと、万世一系の天皇を日本国民統合の象徴として仰ぎ、国民が一体として成り立ってきた悠久の歴史と伝統を有する類まれな誇りある国家である。</p> <p>我々日本国民は、和を貴び、他者を慮り、公の義を重んじ、礼節を兼ね備え、多様な思想や文化を認め、独自の伝統文化に昇華させ、豊かな社会を築き上げてきた。</p> <p>日本国は、自主自立の主権国家としての権利を行使するとともに、責務を全うし、互敬の精神をもとに日本を含む地球上のあらゆる地域から貧困と殺戮をなくし、全世界の平和に貢献すると同時に、国際社会を率先して牽引すべき国家であると確信する。</p> <p>我々日本国民は、国の主権者として、悠久の歴史と誇りある伝統を受け継ぎ、現在及び未来へ向け発展・継承させるために、五箇条の御誓文以来、大日本帝国憲法及び日本国憲法に連なる立憲主義の精神に基づき、ここに自主的に新日本国憲法を制定する。</p> <p>第一章 天皇</p> <p>(天皇の地位)</p> <p>第一条 天皇は、日本国の元首であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は将来にわたって不変のものである。</p>	<p>日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。</p> <p>日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。</p> <p>われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。</p> <p>われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立つとする各国の責務であると信ずる。</p> <p>日本国民は、国家の名譽にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。</p> <p>第一章 天皇</p> <p>第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。</p>

(皇位の継承)

第二条 皇位の継承は世襲制であり、皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

(天皇の権能)

第三条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為を行う。

② 天皇は、皇室典範の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

③ 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣が助言し、かつ、その責任を負う。

(摂政)

第四条 皇室典範に定めるところにより、摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行う。

(天皇の任命権)

第五条 天皇は、国民議院の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

(天皇の国事行為)

第六条 天皇は、内閣の助言に基づき、次の国事に関する行為を行う。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 国民議院を解散すること。
- 四 国民議院の議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定める官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を発すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

第二条 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

② 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

第五条 皇室典範に定めるところにより、摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

第六条 天皇は、国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命する。

② 天皇は、内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条例を公布すること。
- 二 国会を召集すること。
- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。

九 諸外国の元首を接遇し、大使及び公使を接受すること。
十 儀式及び祭祀を行うこと。

第二章 国民の権利及び義務

(国民の要件)

第七条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

(国民の基本的な権利)

第八条 国民は、国家により個人として、又は共同体の一員として尊重され、基本的な権利の享有を妨げられない。この憲法が保障する基本的な権利は、現在及び将来の国民に与えられ、国民は、この基本的な権利を、不断の努力によって保持し、子孫に継承する責務を負う。

② 国民は、前項に掲げる権利を濫用してはならず、常に公の利益及び秩序を保つためにこれを利用する責務を負う。

③ 国民の基本的な権利及びその他の権利については、国の安全、公の秩序の維持、及び公共の利益を損なわない限り、又はこの憲法第九章に定める非常事態の場合を除き、最大限に尊重される。

(共同の責務)

第九条 国民は、国及び共同体の利害並びに世代を越えた利害等を、利他の精神をもって一体となり、解決する共同の責務を負う。

(国民主権)

第十条 国民は、国の主権者として、国家の運営に参画する権利を有する。

(公務員の選定及び罷免に関する権利)

第十一条 国会議員、地方自治体の長及びその議会の議員その他の公務員を選定し、及びこれを罷免することは、日本国民の権利である。

② 公務員は、日本国に忠誠を誓い、日本国の基本的秩序を尊重し、

九 外国の大使及び公使を接受すること。
十 儀式を行うこと。

第八条 皇室に財産を譲り渡し、または皇室が財産を譲り受け、もしくは賜与することは、国会の議決に基かなければならない。

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

私欲を離れ、国益を増進し、国及び国民の権利を守る義務を負う。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し、公的にも私的にも責任を問われない。

(法の下での平等)

第十二条 国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 荣誉、勲章、その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。

(請願権)

第十三条 国民は、損害の救済、公務員の罷免、法律、条例、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

(国家賠償請求権)

第十四条 何人も、公務員の不法行為により損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は地方自治体に、その賠償を求めることができる。

(思想及び良心の自由)

第十五条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

(信教の自由)

第十六条 信教の自由は、これを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 国は、国民に対して、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制してはならない。

③ 国は、社会的儀礼又は習俗的行為の範囲を超える宗教教育及び特定の宗教に対する援助、助長又は促進となるような活動をしてはな

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十条② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 荣誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

らない。

(表現の自由)

第十七条 集会、結社及び言論、出版その他の一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(私事に干渉されない権利、人格権及び名誉権)

第十八条 何人も、自己の私事についてみだりに干渉されることのない権利、並びにその人格及び名誉を尊重される権利を有する。

(居住、移転、外国への移住及び国籍離脱の自由)

第十九条 何人も、居住及び移転の自由を有する。

② 国民は、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を有する。

(職業選択及び営業の自由)

第二十条 何人も、職業選択及び営業の自由を有する。

(学問の自由)

第二十一条 学問の自由は、これを保障する。

(婚姻及び家族に関する原則)

第二十二条 家族は、共同体を構成する基礎であり、何人も、その属する家族の維持及び関係の強化に努めなければならない。

② 婚姻は、両性の合意に基づいて成立し、相互の協力により、維持されなければならない。

③ 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳及び両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権)

第二十三条 国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、国民が相互扶助を通じて、自らの力で生活できない場合、その生活を支援しなければならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(環境権)

第二十四条 何人も、良好な環境を享受する権利を有し、その保全に努める義務を負う。

② 国は、良好な環境を保全する施策を行わなければならない。

(教育を受ける権利及び義務)

第二十五条 国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② 国民は、法律の定めるところにより、その保護する子に家庭教育を施し、普通教育を受けさせる義務を負う。公的機関による義務教育は、これを無償とする。

(社会貢献の責務)

第二十六条 国民は、その受けた教育の成果を活かして、社会貢献に努めなければならない。

(文化の尊重)

第二十七条 国民は、わが国の歴史、伝統及び文化を尊重し、子孫に継承する責務を負う。

② 国は、歴史、文化及び芸術の保護及び育成を奨励しなければならない。

(勤労の権利及び義務)

第二十八条 国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

(労使の協調)

第二十九条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

② 労使は互いに協調し、社会への貢献並びに勤労者の福利を増進しなければならない。

(財産権)

第三十条 財産権は、有体又は無体を問わず、これを保障する。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

② 私有財産は、適正な補償のもとに、これを公のために用いることができる。

③ 国民は、いかなる場合においても、国益を損なうような財産権の行使をしてはならない。

(領土等を保全する権利及び義務)

第三十一条 国民は、日本国の主権を保持するため、領土、領海及び領空を保全する権利及び義務を負い、国は、その義務を負う。

(納税の義務)

第三十二条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。

(法定手続の保障)

第三十三条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第三十四条 何人も、憲法の定める裁判所において、原則として公開により、公正な裁判を受ける権利を有する。

(逮捕の要件)

第三十五条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

② 搜索又は押収は、搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁じる。

(自白強要の禁止、自白の証拠能力の限界)

第三十六条 裁判所は、強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白を証拠とすることはできない。

(遡及処罰の禁止)

第三十七条 何人も、実行のときに適法であつた行為又はすでに無罪とされた行為については、刑事上の責任を問われない。又、同一の犯罪については、重ねて刑事上の責任を問われない。

(刑事補償請求権)

第三十八条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の判決を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(犯罪被害者の救済)

第三十九条 生命又は身体を害する犯罪行為による被害者又はその遺族は、法律の定めるところにより、国から救済を受けることができる。

(外国人の権利)

第四十条 日本国に居住する外国人は、文言上又は権利の性質上、日本国民のみに認められるものを除いて、この憲法が保障する権利を享受する。

第三十七条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

② 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

③ 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

第三章 安全保障

(自衛権)

第四十一条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、他国へのいかなる侵略をも否認する。

② 日本国は、主権国家として、その独立及び国益、並びに、国民の生命及び財産を守るため、国際法に基づき、日本国及び日本国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃に対し、個別的及び集団的な自衛権を有し、行使することができる。

(軍隊)

第四十二条 国は、前条の目的を達成するため、軍隊を保持する。

② 軍隊の最高の指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。

③ 軍隊がその自衛権を行使するにあたっては、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を得なければならない。

④ 軍隊は、国際平和維持のための国際機関における共同活動に参加することができる。

⑤ 軍事に関わる裁判を行うため、法律の定めるところにより、軍事裁判所を設ける。但し、軍事裁判においても、第三十三条ないし第三十八条の適用を受けるものとする。

第四章 国会

(国会の地位)

第四十三条 立法権は、国会に属する。

(両院制)

第四十四条 国会は、国民議院及び評議院の両議院でこれを構成する。
(両議院の組織)

第四十五条 国民議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織し、評議院は、法律に定める自治体の代表でこれを組織する。

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第四章 国会

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

(議員及び選挙人の資格)

第四十六条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

(国民議院の議員の任期)

第四十七条 国民議院の議員の任期は、四年とする。但し、国民議院の解散の場合には、その期間満了前に終了する。

(評議院議員の任期及び議決権)

第四十八条 評議院議員の任期は、その属する自治体の長の任期に準じる。

(選挙等に関する事項)

第四十九条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙又は選定に関する事項は、法律でこれを定める。

(両議院議員の兼務の禁止)

第五十条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

(議員の歳費)

第五十一条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

(議員の不逮捕特権)

第五十二条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

(議員の発言及び表決の無答責)

第五十三条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問われない。

(常会)

第五十四条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

② 常会の会期は、法律で定める。

(臨時会)

第五十五条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、

② 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、

その召集を決定しなければならない。

(国民議院の解散及び国民議院の議員の総選挙、特別会及び緊急集会)
第五十六条 国民議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、国民議院の議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、特別会を召集しなければならない。

② 国民議院が解散されたときは、評議院は、同時に閉会となる。但し、内閣総理大臣は、国に緊急の必要があるときは、評議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項の但し書きの緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、国民議院の同意がない場合には、その効力を失う。

(資格争訟の裁判)

第五十七条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失わせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(定足数及び表決)

第五十八条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(会議の公開、秘密会、会議録、表決の記載)

第五十九条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、かつ、一般に頒布しなければならない。

③ 各議員の表決は、出席議員の五分の一以上の要求があれば、これを会議録に記載しなければならない。

(役員を選任、議院規則及び懲罰)

第六十条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規

その召集を決定しなければならない。

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行い、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

② 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

③ 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであって、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

② 両議院の議事は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

② 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない。

③ 出席議員の五分の一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

② 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規

則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

(法律案の議決)

第六十一条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、国民議院で可決したとき法律となる。但し、評議院の同意を必要とする法律案は、両議院で可決したとき法律となる。

② 評議院の同意を必要とする法律案は、次の事項と定める。

- 一 地方自治体の租税に関する法律案
- 二 地方自治体の官庁の組織及び行政手続を規律する法律案
- 三 地方自治体の固有事務として執行する法律案
- 四 国の予算案
- 五 条約の締結

(特定の法律案に関する評議院の優越)

第六十二条 前条第二項第一号ないし第三号に掲げる法律案は、先に評議院に提出しなければならぬ。

② 評議院で先議された法律案について、国民議院で評議院と異なった議決をしたときに、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は国民議院が、評議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、評議院の議決を国会の議決とする。

(予算案に関する国民議院の優越)

第六十三条 予算案は、先に国民議院に提出しなければならない。

② 予算案について、評議院で国民議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致し

則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定めのある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

② 衆議院で可決し、参議院でこれを異なった議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

④ 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

③ 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

② 予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致し

しないとき、又は評議院が、国民議院の可決した予算案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、国民議院の議決を国会の議決とする。

(条約締結に関する国民議院の優越)

第六十四条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

(議院の国政調査権)

第六十五条 両議院は、国政に関する調査を行い、その総議員の三分の一以上の要求があれば、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

(国務大臣の議院出席の権利及び義務)

第六十六条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、いつでも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

(弾劾裁判所)

第六十七条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

(政党)

第六十八条 政党は、国民の政治的意思形成を主導することを役割とし、国益及び国家の主権の尊重に努めなければならない。

② 政党は、国民議院の選挙に際し、国策及び施政の基本方針を明示しなければならない。

③ 政党に関する要件は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

(行政権)

第六十九条 行政権は、内閣に属する。

(内閣の組織、国会に対する責任)

ないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにかかはらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

第六十四条 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

② 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

第五章 内閣

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

第七十条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。

(内閣総理大臣の指名)

第七十一条 内閣総理大臣は、国民議院の議員の中から国民議院の議決でこれを指名する。この指名は、他のすべての案件に先立つて行う。

(国務大臣の任免及び罷免)

第七十二条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国民議院の議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

(内閣総理大臣の解散権)

第七十三条 内閣総理大臣は、国民議院を解散するよう、天皇に助言することができる。

(内閣不信任決議の効果)

第七十四条 内閣は、国民議院で不信任の決議案が可決され、又は信任の決議案が否決されたときは、十日以内に国民議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

(内閣総理大臣が欠けたとき及び新国会の召集に伴う内閣の総辞職)

第七十五条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は国民議院の総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職しなければならない。

(内閣総理大臣の臨時代理)

第七十六条 内閣総理大臣に事故があるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときは、その予め指定する国務大臣が、臨時に、内閣総理大臣の職務を行う。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

② 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

③ 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

② 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない。

② 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

(総辞職後の内閣の職務)

第七十七条 前三条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行う。

(内閣総理大臣の職務)

第七十八条 内閣総理大臣は、内閣を代表して法律案その他の議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

(内閣の職務)

第七十九条 内閣は、一般行政事務のほか、次の職務を行う。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。但し、当該処理に際しては、国益を保持するよう努めなければならない。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を得ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、公務員に関する事務を掌理すること。

五 法律案を国会に提出すること。

六 予算案を作成して、国会に提出すること。

七 法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

八 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

(法律及び政令への署名)

第八十条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

(国務大臣の特権)

第八十一条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は害されない。

第六章 裁判所

(司法権と裁判官の職務の独立)

第八十二条 司法権は、最高裁判所及び憲法裁判所並びに法律の定め

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、新たに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行う。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。

三 条約を締結すること。但し、事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。

四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理すること。

五 予算を作成して国会に提出すること。

六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。

七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

第七十四条 法律および政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

第七十五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は害されない。

第六章 司法

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところに

るところにより設置する下級裁判所及び軍事裁判所に属する。

(特別裁判所及び裁判官の職務の独立)

第八十三条 前条に定める憲法裁判所及び軍事裁判所は、通常の裁判所と区別した特別の裁判所とする。

② 行政機関は、終審として裁判を行うことができない。

③ すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職務を行い、この憲法及び法律にのみ拘束される。

(憲法裁判所の法令審査権)

第八十四条 憲法裁判所は、条約、法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する。

(憲法裁判所の違憲判断の効力)

第八十五条 憲法裁判所が、条約、法律、命令、規則又は処分について、憲法に適合しないと決定した場合には、その決定は、国を拘束する。

(最高裁判所の規則制定権)

第八十六条 最高裁判所は、裁判に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官、弁護士その他の裁判に関わる者は、最高裁判所の定める規則に従わなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

④ 最高裁判所は、憲法裁判所及び軍事裁判所に関する規則を定める権限を、原則としてそれぞれの裁判所に委任しなければならない。

(最高裁判所及び憲法裁判所の裁判官、任期、報酬)

第八十七条 最高裁判所及び憲法裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、最高裁判所の長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所及び憲法裁判所の裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達したときに退官する。

③ 最高裁判所及び憲法裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報

より設置する下級裁判所に属する。

② 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

③ すべての裁判官は、その良心に従い独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

② 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

③ 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

② 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

③ 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とする

酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

④ 最高裁判所及び憲法裁判所の裁判官は、その任命後、法律の定めるところにより、国民の審査を受けなければならない。

⑤ 前項の審査において、罷免すべきとされた裁判官は、罷免される。

(下級裁判所及び軍事裁判所の裁判官、任期、報酬)

第八十八条 下級裁判所及び軍事裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣が任命する。

② 下級裁判所及び軍事裁判所の裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達したときには退官する。

③ 下級裁判所及び軍事裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

(裁判官の身分保障)

第八十九条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務をとることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない。

(裁判の公開)

第九十条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行う。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の利益及び秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行うことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第二章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、原則としてこれを公開しなければならない。

きは、その裁判官は罷免される。

④ 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

⑤ 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

⑥ 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

② 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行うことはできない。

第八十二条 裁判の対審および判決は、公開法廷でこれを行ふ。

② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

第七章 財政

(財政の基本原則)

第九十一条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

(租税法主義)

第九十二条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

(国費の支出及び債務負担)

第九十三条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

(予算案、継続費)

第九十四条 内閣は、次の会計年度の予算案を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を得なければならない。

② 会計年度の開始前に前項の議決がなされなかつたときは、内閣は、法律の定めるところにより、同項の議決を得るまでの間、必要な支出をする事ができる。

③ 前項の規定による支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

④ 特別に継続して支出する必要があるときは、年限を定め、継続費として国会の議決を得なければならない。

(予備費)

第九十五条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

(皇室財産、皇室の費用)

第九十六条 皇室財産は、国に属することを原則とする。国庫より支出される皇室の費用は、予算案に計上して国会の議決を得なければならない。

(公の財産の支出及び利用の制限)

第九十七条 公金その他の公の財産は、社会的儀礼又は習俗的行為の

第七章 財政

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基づいて、これを行使しなければならない。

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

② 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基づいて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

② すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の

範囲を超えて、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、支出し又はその利用に供してはならない。

(決算検査、会計検査院)

第九十八条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

(財政状況の報告)

第九十九条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

(地方自治の基本原則)

第一百条 地方自治は、地域の住民たる国民の参画及び団体による自治を基本とする。

② 地方自治体の組織は、広域自治体及び基礎的自治体とする。

③ 住民は、その属する地方自治体の役務の提供を享受する権利を有し、それに伴う負担を分担する義務を負う。

(国及び地方自治体の相互協力)

第一百一条 地方自治体は、国益及び地域の住民の利益を追求し、国と相互に協力しなければならない。

(地方自治体の機関とその直接選挙)

第一百二条 地方自治体には、法律の定めるところにより、条例その他地方自治体に関わる重要事項の議決機関として、議会を設置する。

② 地方自治体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の公務員は、その地方自治体に居住する日本国民が、直接選挙する。

(地方自治体の権能)

第一百三条 地方自治体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の趣旨に反しない限り、条例を制定することができる。

使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

② 会計検査院の組織および権限は、法律でこれを定める。

第九十一条 内閣は、国会および国民に対し、定期に、少なくとも毎年一回、国の財政状況について報告しなければならない。

第八章 地方自治

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の職員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

② 地方自治体は、その権能を行使するために、条例により租税を課すことができる。

(地方自治体の財務)

第百四条 地方自治体の経費は、条例の定めるところによる租税及びその地方自治体が所有する財産をもって、財源に充てることを基本とする。又、その財政は、健全に維持及び運営されなければならない。

第九章 非常事態

(非常事態の宣言)

第百五条 内閣総理大臣は、わが国に対する他国からの武力行使、他国からの教唆に伴う内乱、大規模内紛等、大規模な自然災害その他国家の非常事態と合理的に認められる場合において、閣議による承諾を得た上で、非常事態の宣言をすることができる。

② 前項に定める非常事態の宣言又はその解除は、事前に又は事後において、当該事態の回復状況に鑑みて、法律の定めるところにより、合理的かつ速やかな期間内に、国会の承認を得なければならない。

③ 内閣総理大臣は、第一項に定める非常事態が回復した場合、又は前項の国会の承認が得られなかった場合には、速やかに非常事態の宣言を解除しなければならない。

(非常事態の宣言の効果)

第百六条 前条第一項に定める非常事態の宣言がなされた場合は、内閣は、国民の生命及び財産等の安全を維持する目的のために必要な範囲において、この憲法第二章に定める国民の権利を制限する措置をとることができる。但し、内閣は、当該事態が回復した場合は、速やかに当該措置を解除しなければならない。

② 非常事態の宣言がなされた場合は、何人も、前項の目的を達成す

第九十五条 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

るために、内閣のとつた措置等に基づく指示等に対して、最大限協力する義務を負つ。

③ 非常事態の宣言がなされた場合は、その宣言が解除されるまでの間、国会議員の任期は、原則として延長されるものとし、国民議院は、解散されないものとする。国会が休会中の場合は、速やかに召集する。

第十章 改正

(憲法改正の手続)

第百七条 この憲法の改正は、内閣、法律で定める数の国会議員、又は国会に設置された憲法審査会によつて発議され、各議院の総議員の過半数の賛成を経て、国民に提案して、その承認を得なければならぬ。

② 前項の国民の承認には、法律の定める特別の国民投票において、有効投票の過半数の賛成を必要とする。

③ 憲法改正について前項の承認を得たときは、天皇は、国民の名で、直ちにこれを公布する。

④ 他国による日本の占領下、又はこの憲法第九章に定める非常事態の宣言下において、この憲法を改正することはできない。

第十一章 最高法規

(憲法の最高法規性、条約及び国際法規の遵守)

第百八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条文中に反する条約、法律、条例、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

(国旗及び国歌)

第九十九条 日本国の国旗は日章旗であり、国歌は君が代である。

(憲法尊重擁護義務)

第一百十条 天皇又は摂政及び内閣総理大臣、国務大臣、国会議員、地方自治体の長及びその議会の議員、裁判官その他の公務員は、国民とともに、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

発行日：平成二十四年十月十二日
発行者：公益社団法人 日本青年会議所
<http://www.jaycee.or.jp>
編集・製作：公益社団法人 日本青年会議所